

令和7年度 第8回江津市農業委員会総会

日時：令和7年11月20日(木) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規程による届出について
- 第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第4 案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 その他

○出席農業委員（11名）

- 1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
- 5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子
- 9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（10名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、  
野田英夫、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和7年度、第8回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長の挨拶の後、議事進行をよろしくをお願いします。

会 長 急激に寒くなって、全国的にインフルエンザが猛烈な勢いで感染拡大しています。皆様もお気を付けください。さて、先日11日に行われました農業委員会修会において、たくさんの農業委員、推進委員のみなさんにご参加いただき、ありがとうございました。内容につきましては、農業委員の女性登用推進及び農業委員会の法令遵守の徹底について、ということで、農業会議の永原課長に講義をいただきました。来年度は委員の改選時期となっており、女性委員の登用については、目標が30%以上とされています。江津市では、農業に関わっている女性が少ないことから目標達成は容易ではないと思われませんが、組織決

定について、女性の意見が反映されやすい比率が3割という理論があるため、目標の根拠になっていることもあり、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。また、先日の14日には、地域計画に基づいて、松平・江津地区のワークショップが、地元の農業委員・推進委員と担い手や住民が参集して開催されました。最適土地利用総合対策について、地域別に議論をし、地域計画のブラッシュアップを行なって、地域にあった農地の保全や多様な取り組みを行う体制づくりを進めるというお話でした。今後も各地域において開催されることになると思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまより、令和7年度、第8回江津市農業委員会総会を開催いたします。本日は、湯浅推進委員から欠席の連絡がありました。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程より進行いたします。なお、発言の際は挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 ご了解をいただきましたので、9番 深野委員、10番 山田委員 を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第18条第6項のきていによる届け出

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」です。なお、配布した議事日程には、資料提出が遅れたため、報告第2号、第3号の農用地利用集積等促進計画の報告について記載されていません。本日、別冊でお配りしておりますので、併せて説明させていただきます。

事務局 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」です。1番です。農地の所在は波積町本郷●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡、波積町本郷●●●番、地目は田、面積は●●●●㎡です。賃貸人は、●●●●●代表相続人●●●



町●●●●●番地です。受ける者が、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。賃借料ですが、物納で1反あたり●●●●です。賃借期間は令和7年10月28日から令和17年12月31日の10年3ヶ月です。次頁からは地図が添付されています。以上です。

会 長 　　ただ今、事務局から報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による届出について」と報告第2号「農用地利用集積等促進計画（権利の移転）」、報告第3号「農用地利用集積等促進計画（貸借）」の説明をいただきました。この件について、ご質問等はありませんか。

吉岐推進委員 報告2号の5番と6番と報告3号の1番ですが利用目的が畑になっていますけど、最初から田で耕作するという契約していると聞いています。

事務局 　　その件につきましては、届出のとおりで記載しているはずなので、後ほど確認しておきます。

会 長 　　他にございませんか。

会 長 　　質問等が無いようでありますので、報告の通り、以上3点の報告はご了承願います。

農地法第3条第1項の規定による許可申請

《 後地町 》

会 長 　　次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 　　議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」です。1番です。農地の所在は、後地町●●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、後地町●●●●番●、地目は畑、面積は●●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●県●●市●●●●丁目●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。状況としましては、譲渡人が遠隔地に居住し、耕作ができないため、譲受人に所有権移転をして譲受人が経営面積の拡大を図るといことです。対価は10aあたり●●●円です。以上です。

会 長 　　続いて、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11番委員 位置図1頁です。17日に確認しました。左上の信号のある交差点で、国道9号線の南側の県道大田井田江津線と県道浅利渡津線が交わる交差点から







さん、●●市●●町●●●●番地です。状況としましては、譲渡人、譲受人は親子であり、譲渡人が高齢のため耕作が難しくなったということもあり、譲受人が帰郷し継承して営農を行うという事でした。無償移転です。以上です。

会 長        それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番委員     位置図 4 頁です。大田市温泉津町井田と江津市波積町との町境に位置します。さきほど事務局から話がありましたように、親子での所有権移転です。今月の 16 日に譲受人の●●●●さんと一緒に現地を確認しました。事務局の話に加えて、私から申し上げるのは現況についてで、中央の目立って広い丸い箇所が、●●番の田です。隣接の●●番●と●●番●は田ですが、現在は環境美化のためにひまわり等の景観作物を植栽しています。ダム工事の関係等で県道改良工事が行なわれたこともあり、元は広がった農地が寸断されて、かなり農地が細分化されて狭いところが出ています。内容的には特に問題はなく、このまま移転していいと思われます。お断りですが、例によって熊が出るという注意がありまして、山の中の一筆に関しては現地確認ができていません。以上です。

会 長        ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

階本推進委員    確認だけさせてください。現在すべて畑ですか、田が全くないということですか。土地の集計表には畑しか記述が無いのですが…

6 番委員     それは事務局の間違いです、田なので、合計がなぜか判りませんが畑で載っていますけど、田があります。

事務局        記載間違いです。申し訳ございません。

会 長        他にございませんか。

4 番委員     一点質問です。この 3 条の譲受人のところですが、今回から国籍と在留資格という項目が増えたんですが 11 月から「日本国」という表示をしないといけなくなったのでしょうか。

事務局        昨年の 9 月から農地法が変わってしまして、システムに反映されていなかったのですが、今回から記載することとなりました。

4 番委員     わかりました。

会 長        ほかにございませんか。

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 4」については、可決されました。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

《 桜江町八戸 》

会 長 次に、日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」です。1 番です。農地の所在は、桜江町八戸●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●区●●●●●●●二丁目●●●●18 番●●●●4 号です。譲受人は●●●●●●●●株式会社アゲンスト ●●●● ●●●●さん、●●都●●区●●●●町●●番●の●●●●号です。転用目的としましては、蓄電池施設の設置ということです。対価は 10a あたり●●●●円、工期は許可日から令和 8 年 3 月 31 日です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 位置図 5 頁です。17 日に湯浅推進委員と現場確認をしました。場所の説明ですが、この場所は県道桜江金城線を市山から八戸川沿いに長谷方面へ進み●●●●を出た先の●●●●を埋め立ててある場所です。湯浅推進委員から地形変更後の取扱いについて問題提起される箇所です。●●●●の送電線の付近ということで、蓄電池と変電所が設置されるそうです。この場所は道路から十数メートル離れており、一軒ある民家も現在は誰も住んでいません。周囲にも別に影響があるような場所ではありませんのでご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決する

ことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1」については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2、3、4、5 について」を一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願い致します。事務局の説明をお願い致します。

事務局 それでは、2 番から 5 番です。この案件は先月申請が出ていまして、添付書類が遅延しているということから、先送りとなった案件です。2 番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地● 団地●号●●●号です。譲受人は●●●●さん、●●●郡●●町●●●●●番地です。転用目的としましては、店舗、並びに駐車場の用地として利用するという事です。対価は 10a あたり●●●●●円、工期は許可日から令和 8 年 7 月末日です。全体的に取引されている状況上、対価と工期は 2 番から 5 番まで同一です。3 番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●市●●●丁目●●番●号です。譲受人は●●●●さん、●●郡●●町●●●●●番地です。4 番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●●●●●●番●です。譲受人は●●●●さん、●●郡●●町●●●●●番地です。5 番です。農地の所在は、敬川町●●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●●丁目●番●●号、譲受人は●●●●さん、●●郡●●町●●●●●番地です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7 番委員 位置図の 6 ページをご覧ください。左上に 9 号線がありまして、敬川駅付近の交差点を●●に約●●●mの進んだ●●に申請地があります。市道を挟んで真向いに●●●●があります。現地は草は生えていたのですが、ピンクのリボンをつけた杭が立っていまして、境がしてありました。南側が道路で、

西側に側溝があります。審議をよろしくお願いします。

会 長 　　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

4番委員 　参考のために、店舗及び倉庫、駐車場と書いてあるのですが、なんの店舗になりますか？

事務局 　　●●●●さんだそうです。邑南町で既に営業されている方が2号店を作られるようです。

4番委員 　坪単価がけっこう高い。そんないい場所なのですか？そんないいところとは思えませんが・・・。

本多推進委員 邑南町は高いのですかね？

事務局 　　取引価格は、契約者双方で決定されるものなので、価格についてのコメントは差し控えますが、近隣の地価は考慮しての価格だと思われます。

4番委員 　買う人によっての価値観の相違はあるのでしょうかね。

会 長 　　他に質問等はありませんか。質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　　挙手全員と認めます。よって、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2、3、4、5」については、可決されました。

#### その他

会 長 　　次に、日程第5、その他の総会に諮るべき事案について、事務局からなにかございますか。

事務局 　　特にございません。

会 長 　　その他について、皆さんからなにかございますか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」 〕

会 長 　　それでは、以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和7年度、第8回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、12月22日木曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時56分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員